

第80期中（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）

# 半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成16年12月27日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 奈 良 銀 行

# 目 次

	頁
第80期中 半期報告書	
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【業績等の概要】 .....	4
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	13
3 【対処すべき課題】 .....	13
4 【経営上の重要な契約等】 .....	13
5 【研究開発活動】 .....	13
第3 【設備の状況】 .....	14
1 【主要な設備の状況】 .....	14
2 【設備の新設、除却等の計画】 .....	14
第4 【提出会社の状況】 .....	15
1 【株式等の状況】 .....	15
2 【株価の推移】 .....	16
3 【役員の状況】 .....	16
第5 【経理の状況】 .....	17
1 【中間連結財務諸表等】 .....	18
2 【中間財務諸表等】 .....	19
第6 【提出会社の参考情報】 .....	42
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	43
中間監査報告書	
前中間会計期間 .....	45
当中間会計期間 .....	47

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成16年12月27日

【中間会計期間】 第80期中(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

【会社名】 株式会社奈良銀行

【英訳名】 THE NARA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 上 林 義 則

【本店の所在の場所】 奈良市下三条町8番地

【電話番号】 0742(26)3800

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 金 井 洋

【最寄りの連絡場所】 奈良市下三条町8番地

【電話番号】 0742(26)3800

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 金 井 洋

【縦覧に供する場所】 株式会社奈良銀行大阪支店  
(大阪市浪速区幸町2丁目2番20号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次 決算年月	第78期中 平成14年9月	第79期中 平成15年9月	第80期中 平成16年9月	第78期 平成15年3月	第79期 平成16年3月
経常収益 (百万円)	2,238	2,115	2,172	4,368	4,239
経常利益(は経常損失) (百万円)	95	1,314	122	1,437	1,952
中間純利益 (は中間純損失) (百万円)	123	2,427	14		
当期純利益 (は当期純損失) (百万円)				2,715	3,232
資本金 (百万円)	3,862	3,862	5,862	3,862	5,862
発行済株式総数 (千株)	3,007	3,007	3,087	3,007	3,087
純資産額 (百万円)	8,268	2,828	6,122	5,427	6,074
総資産額 (百万円)	187,333	181,900	173,885	184,395	176,877
預金残高 (百万円)	171,161	171,333	160,865	171,284	163,581
貸出金残高 (百万円)	128,790	127,240	137,090	129,613	133,655
有価証券残高 (百万円)	36,632	28,878	26,061	36,773	29,990
1株当たり純資産額 (円)	2,749.14	940.37	1,982.90	1,804.61	1,967.34
1株当たり中間純利益 (は1株当たり 中間純損失) (円)	40.98	807.12	4.60		
1株当たり当期純利益 (は1株当たり 当期純損失) (円)				902.75	1,064.33
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 (円)					
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
1株当たり中間配当額 (円)					
1株当たり配当額 (円)					
単体自己資本比率 (国内基準) (%)	8.23	3.20	6.20	5.50	6.21
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,961	7,346	5,423	2,678	12,018
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,217	7,447	4,008	1,653	6,424
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)					4,000
現金及び現金同等物の 中間期末残高 (百万円)	7,257	6,205	3,095		
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)				6,104	4,510
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕 (人)	305 〔76〕	293 〔123〕	221 〔65〕	293 〔115〕	245 〔101〕

(注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成していないので、「最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2(1)中間財務諸表の「1株当たり情報」に記載しております。

3 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。

なお、当行は国内基準を採用しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社の営む事業の内容については重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

平成16年9月30日現在

従業員数(人)	221 〔65〕
---------	-------------

- (注) 1 従業員数は出向者25人を除いた就業員数であり、嘱託及び臨時従業員106人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。  
3 当社の従業員組合は、奈良銀行従業員組合と称し、組合員数は252人であり、労使間においては特記すべき事項はありません。  
4 従業員数が当中間会計期間において24名減少しておりますが、主として自然減によるものであります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### ・業績

##### 〔経済・金融の状況〕

当期のわが国経済は、個人消費が堅調に推移する中、企業の生産活動も回復傾向となり、設備投資も底固さを増すなど、国内景気は緩やかな回復基調となっております。

一方、奈良県下におきましては、個人消費は引き続き低迷する中、企業の生産活動も一進一退の状況が続き、また、雇用環境も伸び悩むなど県内経済の回復基調にはなお時間を要する状況となっております。

このような環境の下、将来にわたり安定的に収益を確保し得る経営体制を確立すべく、以下の施策に取り組んでまいりました。

##### 〔当社の施策〕

当社は、15年9月期において、りそなグループとして将来のリスクファクターを最大限排除するため財務上の処理等を行いました結果、自己資本比率が4%を下回ることになりました。これにより、15年10月10日、金融庁より銀行法に基づく早期是正措置命令を受けましたが、抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ「経営改善計画」を策定し、同計画に基づく諸施策の実行に取り組んでまいりました。15年11月には、りそなホールディングスを引受先とする40億円の株主割当増資を実施、16年3月末の自己資本比率は6.21%に回復いたしました。また、当中間期末におきましても6.20%を維持し今後の業績回復に向けた基礎を整えました。

業務面におきましては、営業店のローコスト運営体制を確立するため、地域金融機関として顧客利便性に配慮しつつ、16年4月から16年5月までに4カ店の統廃合を実施し、当初予定しておりました9カ店の統廃合を完了し16カ店といたしました。

また、16年7月には、本部業務の更なる効率運営を図るため、営業店の営業活動をサポートする営業推進部の「支店第1課」と「支店第2課」を統合し、「支店サポート課」を設置したほか、「経営管理部」の「市場事務管理課」を「業務管理部」へ移行し、証券業務等のバックオフィス業務の一元化を図りました。

商品・サービス面におきましては、条件付元本確保型ファンドとして、16年4月には「毎年桜」、「三年桜」、5月には「ジャスミン」、7月には「リリィ」を販売いたしました。8月には主に中国経済圏の株式への投資を行う「CAグランチャイナ」の取扱いを開始し、商品ラインアップを一層充実いたしました。

また、投資信託販売体制を強化するため、16年10月より女性だけの資産運用サポートチームを本部内に設置し、お客さまのニーズに合わせ、資産運用セミナーを奈良県内で開催する体制といたしました。

個人年金保険販売につきましては、16年9月より、新たに個人変額年金「年金工房」の販売を開始し、お客様の多様な資金運用ニーズに積極的にお応えいたしております。

個人のお客様の住宅ローンニーズに対しましては、住宅ローン関連融資の一層の充実を図るため、金利優遇キャンペーン・休日ローン相談会を15年度に引き続き実施いたしましたほか、法人のお客さまへのコンサルティング提案機能・営業支援等のサービス強化のために、16年10月、企業サポート本部を設置し、県下中小企業のお客様の営業利益増強に向けた取り組みを行っております。

また、16年10月15日より、地域振興に取り組む銀行として、キトラ古墳の保存に協力する文化財保護協力預金「キトラ古墳保存協力定期預金」の取扱いを開始しております。

〔当社の業績〕

当中間期の営業成績は次のとおりとなりました。

預金は、店舗統廃合等による合理化施策実施等により、当中間期中平均残高は1,619億円(前年同期比 91億円、5.3%減)となりました。

貸出金は、住宅ローン、アパートマンションローンを中心とした個人向け貸出の増強、および県下中小企業などの幅広い資金ニーズに積極的にお応えいたしました結果、当中間期中平均残高は1,348億円(前年同期比85億円、6.7%増)と伸長いたしました。

また、投資信託は、商品ラインアップの拡充などにより積極的に販売いたしました結果、当中間期中の販売額は42億円(前年同期比10億円、31.2%増)、当中間期末の預かり資産残高は120億円(前年同期比47億円、64.3%増)と大幅に増加いたしました。

損益面では、資金利益・役務利益の増加および合理化施策実施による経費削減効果等により業務純益は5億円となりました。一方、不良債権処理に伴う個別貸倒引当金純繰入5億円、貸出金償却1億円等を計上いたしました結果、経常損失は1.2億円となりましたが、償却債権取立益0.9億円、法人税等調整額0.5億円を計上いたしました結果、中間純利益は0.1億円となりました。

・キャッシュ・フロー

現金及び現金同等物の異動状況

現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フローが54億円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローが40億円の収入となったことから、前事業年度末に比べ14億円減少の30億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ19億円増加し、54億円の支出となりました。これは主に貸出金の増加34億円、預金の減少27億円によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは前年同期に比べ34億円減少し40億円の収入となりました。これは主に有価証券の売却・償還によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動による資金の増減はありません。

(1) 業務収支

資金運用収支は、前年同期比84百万円増加し1,710百万円となりました。

また、役務取引等収支は、前年同期比25百万円増加し183百万円となりました。

その他業務収支は、前年同期比20百万円増加し24百万円となりました。

種類	期別	金額(百万円)
資金運用収支	前中間会計期間	1,625
	当中間会計期間	1,710
うち資金運用収益	前中間会計期間	1,703
	当中間会計期間	1,788
うち資金調達費用	前中間会計期間	77
	当中間会計期間	78
役務取引等収支	前中間会計期間	157
	当中間会計期間	183
うち役務取引等収益	前中間会計期間	271
	当中間会計期間	321
うち役務取引等費用	前中間会計期間	113
	当中間会計期間	138
その他業務収支	前中間会計期間	3
	当中間会計期間	24
うちその他業務収益	前中間会計期間	137
	当中間会計期間	33
うちその他業務費用	前中間会計期間	134
	当中間会計期間	9

(注) 当社は国際業務は行っていませんので、国内業務の状況を記載しております。

(2)以下の記載においても同様であります。

(2) 資金運用 / 調達の状況

資金運用勘定平残は前年同期比15百万円増加し166,015百万円となりました。また、資金運用利回りは、前年同期比0.10%上昇し2.14%となりました。

一方、資金調達勘定平残は8,639百万円減少し162,413百万円となりました。また、資金調達利回りは前年同期比同じで0.09%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間会計期間	166,000	1,703	2.04
	当中間会計期間	166,015	1,788	2.14
うち貸出金	前中間会計期間	126,315	1,565	2.47
	当中間会計期間	134,870	1,666	2.46
うち有価証券	前中間会計期間	31,807	127	0.79
	当中間会計期間	28,486	108	0.76
うちコールローン 及び買入手形	前中間会計期間	5,295	0	0.00
	当中間会計期間	286	0	0.00
うち預け金	前中間会計期間	323	0	0.01
	当中間会計期間	315	0	0.00
資金調達勘定	前中間会計期間	171,052	77	0.09
	当中間会計期間	162,413	78	0.09
うち預金	前中間会計期間	171,037	77	0.09
	当中間会計期間	161,918	78	0.09
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間会計期間	15	0	0.00
	当中間会計期間	495	0	0.00

(3) 役務取引の状況

役務取引等収益は、投資信託取扱手数料の増加等により、前年同期比50百万円増加し321百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、前年同期比24百万円増加し138百万円となりました。

種類	期別	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間会計期間	271
	当中間会計期間	321
うち預金・貸出業務	前中間会計期間	72
	当中間会計期間	80
うち為替業務	前中間会計期間	85
	当中間会計期間	71
うち証券関連業務	前中間会計期間	26
	当中間会計期間	3
うち代理業務	前中間会計期間	9
	当中間会計期間	18
うち保護預り・貸金庫業務	前中間会計期間	18
	当中間会計期間	27
うち保証業務	前中間会計期間	4
	当中間会計期間	4
うち投信窓販業務	前中間会計期間	26
	当中間会計期間	91
役務取引等費用	前中間会計期間	113
	当中間会計期間	138
うち為替業務	前中間会計期間	18
	当中間会計期間	13

(4) 特定取引の状況

該当ありません。

(5) 預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	金額(百万円)
預金合計	前中間会計期間	171,333
	当中間会計期間	160,865
うち流動性預金	前中間会計期間	62,145
	当中間会計期間	59,251
うち定期性預金	前中間会計期間	107,230
	当中間会計期間	99,627
うちその他	前中間会計期間	1,958
	当中間会計期間	1,985
譲渡性預金	前中間会計期間	
	当中間会計期間	
総合計	前中間会計期間	171,333
	当中間会計期間	160,865

## (6) 貸出金残高の状況

## 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成15年9月30日		平成16年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	127,240	100.00	137,090	100.00
製造業	13,259	10.42	14,308	10.43
農業	343	0.27	128	0.09
林業				
漁業				
鉱業				
建設業	9,775	7.68	8,415	6.14
電気・ガス・熱供給・水道業	594	0.47	556	0.40
情報通信業	414	0.33	138	0.10
運輸業	3,035	2.39	2,983	2.17
卸売・小売業	16,301	12.81	14,910	10.88
金融・保険業	7,130	5.60	9,637	7.03
不動産業	19,825	15.58	18,361	13.40
各種サービス業	18,432	14.49	19,170	14.00
地方公共団体	1,565	1.23	1,601	1.17
その他	36,561	28.73	46,876	34.19

## (7) 有価証券の状況

## 有価証券残高(末残)

種類	期別	金額(百万円)
国債	前中間会計期間	17,722
	当中間会計期間	18,626
地方債	前中間会計期間	400
	当中間会計期間	403
社債	前中間会計期間	7,703
	当中間会計期間	4,648
株式	前中間会計期間	569
	当中間会計期間	398
その他の証券	前中間会計期間	2,482
	当中間会計期間	1,983
合計	前中間会計期間	28,878
	当中間会計期間	26,061

(注) 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

## 1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	1,786	1,917	131
経費(除く臨時処理分)	1,917	1,582	334
人件費	932	669	263
物件費	893	840	53
税金	90	73	17
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	131	334	466
一般貸倒引当金繰入額	78	176	98
業務純益	53	510	564
うち債券関係損益	2	23	20
臨時損益	1,261	633	627
株式関係損益		2	2
不良債権処理損失	718	635	83
貸出金償却	0	134	134
個別貸倒引当金繰入額	717	500	217
債権売却損失引当金繰入額			
その他臨時損益	542	4	547
経常利益	1,314	122	1,192
特別損益	577	89	666
うち動産不動産処分損益	82		82
税引前中間純利益	1,891	32	1,858
法人税、住民税及び事業税	4	5	1
法人税等調整額	531	53	584
中間純利益	2,427	14	2,441

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益(+ 国債等債券償還益) - 国債等債券売却損(- 国債等債券償還損) - 国債等債券償却

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

## 2 利鞘(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.04	2.14	0.10
(イ) 貸出金利回	2.47	2.46	0.01
(ロ) 有価証券利回	0.79	0.76	0.03
(2) 資金調達原価	2.32	2.03	0.29
(イ) 預金等利回	0.09	0.09	0.00
(ロ) 外部負債利回			
(3) 総資金利鞘	-	0.11	0.39

(注) 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

### 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	4.99	11.06	16.05
業務純益ベース	2.02	16.87	18.89
中間純利益ベース	92.35	0.46	92.81

### 4 預金・貸出金の状況(単体)

#### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	171,333	160,865	10,468
預金(平残)	171,037	161,918	9,118
貸出金(未残)	127,240	137,090	9,850
貸出金(平残)	126,315	134,870	8,555

#### (2) 個人・法人別預金残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	136,505	129,308	7,197
法人	29,456	27,009	2,446
合計	165,961	156,317	9,644

#### (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	29,232	41,361	12,129
うち住宅ローン残高	26,494	33,243	6,749
うちその他ローン残高	2,738	8,118	5,380

#### (4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	115,041	123,298	8,256
総貸出金残高	百万円	127,240	137,090	9,850
中小企業等貸出金比率	/ %	90.41	89.94	0.47
中小企業等貸出先件数	件	11,159	10,606	553
総貸出先件数	件	11,191	10,640	551
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.71	99.68	0.03

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

### 5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

#### 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	6	9	5	22
保証	631	5,403	541	4,835
計	637	5,413	546	4,857

(自己資本比率の状況)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用しております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成15年9月30日	平成16年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	3,862	5,862
	うち非累積的永久優先株		
	新株式払込金		
	資本準備金	446	
	その他資本剰余金		
	利益準備金		
	任意積立金		
	中間未処分利益	2,427	774
	その他		
	その他有価証券の評価差損( )	11	
	自己株式払込金		
	自己株式( )		
	営業権相当額( )		
	計 (A)	1,869	5,087
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	724	727
	一般貸倒引当金	629	651
	負債性資本調達手段等		
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務および期限付優先株(注3)		
計	1,354	1,379	
	うち自己資本への算入額 (B)	1,354	1,379
控除項目	控除項目(注4) (C)		
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	3,223	6,466
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	95,240	99,440
	オフ・バランス取引項目	5,413	4,812
	計 (E)	100,654	104,252
単体自己資本比率(国内基準) = D / E × 100(%)		3.20	6.20

(注) 1 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものではありません。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第31条第1項第4号および第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時ににおける償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題のないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成15年9月30日	平成16年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	72	20
危険債権	35	43
要管理債権	33	29
正常債権	1,187	1,328

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3 【対処すべき課題】

当社は、15年10月以降、「経営改善計画」に基づき、個人・中小企業貸出の増強等による多面的な収益力強化への取組、店舗統廃合、営業店体制見直し等によるローコストオペレーションの実現に向けた取組、不良債権の積極的な処理等により、経営体質は格段に強化され、黒字体質への転換が果たせたと認識しております。今後は、持続的な黒字経営を目指し、ローコストオペレーション実現に向けた体制を維持しつつ営業力の更なる強化を図ることが経営の最重要課題であると認識しております。

こうした認識のもと、当社は16年11月、奈良県における営業力を一層強化し、地域のお客様に提供するサービスレベルの向上を図る目的で18年1月1日を目処にりそな銀行と合併による経営統合を行うことで基本合意いたしました。これにより、全国展開するりそな銀行のネットワークも活かしつつ、地域の皆さまに身近な銀行として奈良県内における金融サービスの質・量・利便性の向上を目指すとともに、りそなグループの一員として「企業価値の最大化」実現を目指してまいります。

## 4 【経営上の重要な契約等】

(株式会社奈良銀行と株式会社りそな銀行との合併基本合意について)

当社とりそな銀行は、関係当局の認可を前提として平成18年1月1日を目途に合併することについて基本合意いたしました。合併の趣旨および基本合意の概要は以下の通りです。

### 合併の趣旨

りそなグループは、地域やお客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループを目指しており、当社とりそな銀行の合併により、奈良県における営業力をより一層強化し、地域のお客さまに提供するサービスのレベル向上を目指してまいります。当合併は、当社にとっては地域のお客さまとともに栄えるという創業以来の精神をより強力に実現させるものであり、りそな銀行にとっては奈良県における現在の地域運営を一層発展させるものです。換言すれば、当合併は、実質的に当社とりそな銀行の奈良地域を一体化するものであり、地域銀行としての当社の精神を生かしたうえで両者のもつ強みを融合し、県内において責任と権限を有する地域運営を積極的に推進していくことを目指すものであります。

### 基本合意の概要

合併期日：合併は、平成18年1月1日を目途とします。

合併形態：りそな銀行を存続会社とします。

合併比率：合併比率は、今後検討のうえ決定します。

従業員：りそな銀行は奈良銀行の従業員を承継いたします。

合併後の人事制度については、りそな銀行の人事制度を適用する前提で、今後検討します。

店舗：りそな銀行は奈良銀行の店舗を承継し、より一層お客さまの利便性に資する効率的な店舗ネットワークを構築してまいります。

システム：合併後はりそな銀行の統合システムを使用します。

## 5 【研究開発活動】

該当ありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間中に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

(銀行部門)

以下の営業店を廃止しました。

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当社	法蓮支店	奈良市法蓮仲町	営業店舗	101.15	25	2	1	28	7
	九条支店	大和郡山市 九条平野町	営業店舗	166.14	25	10	0	36	8
	大宮支店	奈良市大宮町	営業店舗			0	0	0	10
	榛原支店	奈良県宇陀郡 榛原町	営業店舗			41	3	44	9

(注) 1 従業員数は、店舗の廃止時の人員であります。

2 帳簿価額は、異動時のものであります。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

該当ありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	7,500,000
計	7,500,000

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成16年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成16年12月27日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	3,087,700	3,087,700	該当ありません	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	3,087,700	3,087,700		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

#### (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成16年9月30日		3,087		5,862,274		

#### (4) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	平成16年9月30日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	3,087,700	100.00
計		3,087,700	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成16年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,087,700	30,877	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	3,087,700		
総株主の議決権		30,877	

【自己株式等】

該当ありません。

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場・未登録につき、当該中間会計期間における月別最高・最低株価は記載していません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

- 1 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 2 前中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)及び当中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。
- 3 当社は子会社がないため、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### 【中間貸借対照表】

(資産の部)

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
現金預け金	6	7,080	3.89	3,337	1.92	5,463	3.09
コールローン		14,500	7.97				
買入金銭債権		2,214	1.22	1,817	1.05	2,278	1.29
有価証券	6	28,878	15.88	26,061	14.99	29,990	16.96
貸出金	1,2 3,4 5,7	127,240	69.95	137,090	78.84	133,655	75.56
その他資産		585	0.32	611	0.35	456	0.25
動産不動産	6,8 9,10	3,372	1.86	3,082	1.77	3,198	1.81
繰延税金資産		152	0.08	129	0.07	99	0.06
支払承諾見返		5,413	2.97	4,857	2.79	5,088	2.88
貸倒引当金		7,536	4.14	3,102	1.78	3,353	1.90
資産の部合計		181,900	100.00	173,885	100.00	176,877	100.00

## (負債及び資本の部)

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
預金	6	171,333	94.19	160,865	92.51	163,581	92.48
その他負債		726	0.40	778	0.45	810	0.46
退職給付引当金		694	0.38	607	0.35	619	0.35
債権売却損失引当金		151	0.08				
事業再構築引当金		100	0.06			48	0.03
再評価に係る繰延税金負債	10	652	0.36	654	0.38	654	0.37
支払承諾		5,413	2.98	4,857	2.79	5,088	2.88
負債の部合計		179,071	98.45	167,763	96.48	170,802	96.57
資本金		3,862	2.12	5,862	3.37	5,862	3.31
資本剰余金		446	0.25			2,446	1.38
資本準備金		446				2,446	
利益剰余金		2,427	1.34	774	0.44	3,235	1.82
中間(当期)未処理損失		2,427		774		3,235	
土地再評価差額金	10	958	0.53	961	0.55	961	0.54
その他有価証券評価差額金		11	0.01	73	0.04	39	0.02
資本の部合計		2,828	1.55	6,122	3.52	6,074	3.43
負債及び資本の部合計		181,900	100.00	173,885	100.00	176,877	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		2,115	100.00	2,172	100.00	4,239	100.00
資金運用収益		1,703		1,788		3,440	
(うち貸出金利息)		(1,565)		(1,666)		(3,175)	
(うち有価証券利息配当金)		(127)		(108)		(240)	
役務取引等収益		271		321		572	
その他業務収益		137		33		186	
その他経常収益		2		28		39	
経常費用		3,429	162.14	2,295	105.63	6,192	146.06
資金調達費用		77		78		150	
(うち預金利息)		(77)		(78)		(150)	
役務取引等費用		113		138		246	
その他業務費用		134		9		152	
営業経費	2	1,917		1,597		3,739	
その他経常費用	3	1,185		470		1,903	
経常損失		1,314	62.14	122	5.63	1,952	46.06
特別利益	4	43	2.05	92	4.27	54	1.29
特別損失	1,5	620	29.35	3	0.15	744	17.57
税引前中間(当期)純損失		1,891	89.44	32	1.51	2,642	62.34
法人税、住民税及び事業税		4	0.23	5	0.27	11	0.26
法人税等調整額		531	25.11	53	2.44	578	13.64
中間純利益 (は中間(当期)純損失)		2,427	114.78	14	0.66	3,232	76.24
前期繰越損失				788			
土地再評価差額金取崩額						3	
中間(当期)未処理損失		2,427		774		3,235	

【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度の キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純損失		1,891	32	2,642
減価償却費		50	38	90
減損損失			1	66
貸倒引当金の増加額		623	251	3,560
債権売却損失引当金の増加額		3		154
賞与引当金の増加額		118		118
退職給付引当金の増加額		186	12	112
事業再構築引当金の増加額		100	48	48
第二地銀協厚生年金基金 積立不足額		283		283
資金運用収益		1,703	1,788	3,440
資金調達費用		77	78	150
有価証券関係損益( )		3	20	47
動産不動産処分損益				132
貸出金の純増( )減		2,373	3,435	4,041
預金の純増減( )		48	2,715	7,703
預け金(日銀預け金を除く) の純増( )減		16	710	94
コールローン等の純増( )減		9,438	461	4,997
資金運用による収入		1,718	1,805	3,509
資金調達による支出		64	50	122
その他		441	162	527
小計		7,335	5,422	12,007
法人税等の支払額		10	1	11
営業活動による キャッシュ・フロー		7,346	5,423	12,018
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		4,137	3,365	12,252
有価証券の売却による収入		9,452	3,512	12,008
有価証券の償還による収入		2,240	3,822	6,754
動産不動産の取得による支出		114	18	132
動産不動産の売却による収入				1
その他		6	57	45
投資活動による キャッシュ・フロー		7,447	4,008	6,424
財務活動による キャッシュ・フロー				
株式の発行による収入				4,000
財務活動による キャッシュ・フロー				4,000
現金及び現金同等物の増減額		101	1,414	1,593
現金及び現金同等物の 期首残高		6,104	4,510	6,104
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		6,205	3,095	4,510

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>                             当行は、りそなグループとしての企業価値最大化を目指すべく、確固たる財務基盤を構築するための財務改革を実施したことにより、当中間期において2,427百万円の間純損失を計上、国内基準にかかる自己資本比率が健全性基準を下回り、業務の健全かつ適切な運営を確保する必要が認められたため、平成15年10月10日金融庁より銀行法第26条第1項に基づく早期是正措置命令を受けました。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。                         </p> <p>                             当行は、当該状況を解消すべく、平成15年10月10日開催の取締役会で、株式会社りそなホールディングスに対して4,000百万円の増資を決議し、平成15年11月20日新株式を発行しました。また平成15年10月10日金融庁に「経営の健全性の確保のための計画」を提出いたしました。これは業績の回復に向けて、顧客重視を基軸とした経営の徹底による金融サービス業への進化及び企業価値の極大化にむけた経営改善への取組み強化等を経営の基本とし、徹底的な収益改善のための方策を織込んでおります。今後はこの計画を実行することにより、自己資本のより一層の充実を図る予定であります。                         </p> <p>                             中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映しておりません。                         </p>		

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるもののうち株式については、中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外のものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	同左	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるもののうち株式については決算期末月1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物： 3年～50年 動産： 3年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産 同左</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物： 3年～50年 動産： 3年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,104百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,811百万円であります。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は、発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(15年)による定額法により、翌事業年度から損益処理しております。 (会計方針の変更) 会計基準変更時差異(202百万円)については、従来、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しておりましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間期末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、その残額を一括償却いたしました。この費用処理に伴い、「退職給付引当金」は155百万円増加、「税引前中間純損失」は155百万円増加しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理 (会計方針の変更) 会計基準変更時差異(202百万円)については、従来、15年による按分額を費用処理することとしておりましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員数及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなったので、その残額を一括費用処理いたしました。この費用処理に伴い、「退職給付引当金」は148百万円増加、「税引前当期純損失」は148百万円増加しております。</p>
	<p>(3) 債権売却損失引当金 ㈱共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>		
	<p>(4) 事業再構築引当金 事業再構築引当金は、集中再生期間における収益構造改革のための希望退職制度の実施に伴い、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p>		<p>(4) 事業再構築引当金 事業再構築引当金は、集中再生期間における収益構造改革に向けて、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5 (中間) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
6 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。	同左	同左

#### 会計方針の変更

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)が平成16年3月31日から平成17年3月30日までに終了する事業年度に係る財務諸表について適用することを妨げないこととされたことに伴い、同会計基準及び同適用指針を適用しております。これによる税引前当期純損失に与える影響は66百万円であります。

追加情報

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(外形標準課税)                      「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書計上の表示についての実務上の取扱」(企業会計基準委員会実務対応報告書第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は3,397百万円、延滞債権額は7,244百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は79百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、3,289百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は14,011百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は565百万円、延滞債権額は5,679百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は301百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、2,610百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,156百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は719百万円、延滞債権額は5,351百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は195百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,930百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,197百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,895百万円であります。</p> <p>6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 5,024百万円 担保資産に対応する債務 預金 372百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券8,074百万円、預け金9百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は448百万円でありませ</p> <p>7</p>	<p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,344百万円であります。</p> <p>6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 3,038百万円 担保資産に対応する債務 預金 317百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券5,440百万円、預け金9百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は308百万円でありませ</p> <p>7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は2,052百万円でありませ</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,401百万円でありませ</p> <p>6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 5,074百万円 担保資産に対応する債務 預金 316百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券7,558百万円、預け金9百万円を差し入れております。</p> <p>7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は2,118百万円でありませ</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
8 動産不動産の減価償却累計額 3,241百万円	8 動産不動産の減価償却累計額 1,988百万円	8 動産不動産の減価償却累計額 2,022百万円
9 動産不動産の圧縮記帳額 52百万円	9 動産不動産の圧縮記帳額 52百万円	9 動産不動産の圧縮記帳額 52百万円

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法第6条の規定により公示された価格、および同施行令第2条第2号に定める国土利用法施行令第9条第1項により判定された標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的調整を行って算出したしております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は994百万円であります。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法第6条の規定により公示された価格、および同施行令第2条第2号に定める国土利用法施行令第9条第1項により判定された標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的調整を行って算出したしております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は1,125百万円であります。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法第6条の規定により公示された価格、及び同施行令第2条第2号に定める国土利用法施行令第9条第1項により判定された標準価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出したしております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 991百万円</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>1</p> <p>2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 44百万円 その他 6百万円</p> <p>3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額639百万円及びシステム統合関連費用513百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別利益は、主に賞与引当金戻入益であります。</p> <p>5 特別損失は、第二地銀協厚生年金基金積立不足額283百万円、退職給付会計適用に伴う会計基準変更時差異の一括費用処理額155百万円、動産不動産除却損82百万円及び事業再構築引当金繰入額100百万円でありませ</p>	<p>1</p> <p>2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 32百万円 その他 5百万円</p> <p>3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額324百万円及び貸出金償却134百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別利益は、主に償却債権取立益であります。</p>	<p>1 投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、廃止予定店舗や遊休施設等について66百万円の減損損失を計上しております。上記減損損失の合計のうち、土地は23百万円、建物は39百万円、動産は4百万円であります。稼動資産については、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。廃止予定店舗や遊休施設等については、各々独立した単位として取扱っております。回収可能価額の算定は、原則として正味売却価格によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <p>2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 77百万円 その他 12百万円</p> <p>3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額382百万円及び貸出金償却919百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別利益は、主に賞与引当金戻入益であります。</p> <p>5 特別損失は、第二地銀協厚生年金基金積立不足額283百万円、退職給付会計適用に伴う会計基準変更時差異の一括費用処理額155百万円、動産不動産処分損133百万円及び事業再構築損失40百万円でありませ</p>

## (中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成15年 9月30日現在</p> <p>現金預け金勘定 7,080百万円 日本銀行以外の預け金 875百万円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 6,205百万円</p>	<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成16年 9月30日現在</p> <p>現金預け金勘定 3,337百万円 日本銀行以外の預け金 242百万円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 3,095百万円</p>	<p>現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成16年 3月31日現在</p> <p>現金預け金勘定 5,463百万円 日本銀行以外の預け金 953百万円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 4,510百万円</p>

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)																																																
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>338</td> <td>36</td> <td>301</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>137</td> <td>9</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>475</td> <td>46</td> <td>428</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	動産	338	36	301	その他	137	9	127	合計	475	46	428	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>387</td> <td>113</td> <td>273</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>139</td> <td>38</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>526</td> <td>151</td> <td>375</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	動産	387	113	273	その他	139	38	101	合計	526	151	375	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>357</td> <td>132</td> <td>224</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>139</td> <td>23</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>497</td> <td>156</td> <td>340</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	動産	357	132	224	その他	139	23	116	合計	497	156	340
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																															
動産	338	36	301																																															
その他	137	9	127																																															
合計	475	46	428																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																															
動産	387	113	273																																															
その他	139	38	101																																															
合計	526	151	375																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																															
動産	357	132	224																																															
その他	139	23	116																																															
合計	497	156	340																																															
<p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>86百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>344百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>431百万円</td> </tr> </table> <p>・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>35百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>32百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>5百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	1年内	86百万円	1年超	344百万円	合計	431百万円	支払リース料	35百万円	減価償却費相当額	32百万円	支払利息相当額	5百万円	<p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>97百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>285百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>382百万円</td> </tr> </table> <p>・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>54百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>48百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	1年内	97百万円	1年超	285百万円	合計	382百万円	支払リース料	54百万円	減価償却費相当額	48百万円	支払利息相当額	6百万円	<p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>87百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>259百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>347百万円</td> </tr> </table> <p>・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>93百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>84百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>12百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	1年内	87百万円	1年超	259百万円	合計	347百万円	支払リース料	93百万円	減価償却費相当額	84百万円	支払利息相当額	12百万円												
1年内	86百万円																																																	
1年超	344百万円																																																	
合計	431百万円																																																	
支払リース料	35百万円																																																	
減価償却費相当額	32百万円																																																	
支払利息相当額	5百万円																																																	
1年内	97百万円																																																	
1年超	285百万円																																																	
合計	382百万円																																																	
支払リース料	54百万円																																																	
減価償却費相当額	48百万円																																																	
支払利息相当額	6百万円																																																	
1年内	87百万円																																																	
1年超	259百万円																																																	
合計	347百万円																																																	
支払リース料	93百万円																																																	
減価償却費相当額	84百万円																																																	
支払利息相当額	12百万円																																																	

(有価証券関係)

前中間会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	中間貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債					
地方債					
社債	500	492	7		7
その他	1,898	1,870	28	21	49
合計	2,398	2,362	36	21	57

(注) 1 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	157	190	32	39	6
債券	25,360	25,326	34	156	190
国債	17,794	17,722	72	80	152
地方債	399	400	1	1	
社債	7,167	7,203	36	74	38
その他	574	583	9	9	
合計	26,093	26,100	7	204	197

(注) 1 中間貸借対照表計上額は、株式については当中間会計期間末日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したのものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間会計期間において減損処理した銘柄はありません。

なお、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりです。

時価が取得原価に比べて30%以上下落したものは、回復可能性を検討した上で減損処理を行う。

時価が取得原価に比べて50%以上下落したものは、一律減損処理を行う。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成15年9月30日現在)

	金額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	378

当中間会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	中間貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債					
地方債					
社債	500	503	3	3	
その他	1,899	1,909	10	38	27
合計	2,399	2,412	13	41	27

(注) 1 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	50	66	16	16	
債券	23,082	23,179	96	120	23
国債	18,547	18,626	78	84	5
地方債	399	403	4	4	
社債	4,135	4,148	13	31	18
その他	74	84	10	10	
合計	23,207	23,330	123	147	23

(注) 1 中間貸借対照表計上額は、株式については当中間会計期間末日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間会計期間において減損処理した銘柄はありません。

なお、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりです。

時価が取得原価にくらべて30%以上下落したものは、回復可能性を検討した上で減損処理を行う。

時価が取得原価にくらべて50%以上下落したものは、一律減損処理を行う。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成16年9月30日現在)

	金額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	332

前事業年度末

1 売買目的有価証券

該当ありません。

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債					
地方債					
短期社債					
社債	500	500	0	0	
その他	1,898	1,879	19	32	52
合計	2,398	2,379	19	32	52

(注) 1 時価は、当事業年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	61	76	15	18	2
債券	26,555	26,581	26	123	96
国債	19,869	19,875	6	67	61
地方債	399	403	3	3	
短期社債					
社債	6,286	6,302	16	51	35
その他	574	599	24	24	
合計	27,191	27,257	66	165	99

(注) 1 貸借対照表計上額は、株式については当事業年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算出された額により、またそれ以外については、当事業年度末日における市場価格に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」は、それぞれ「評価差額」の内訳であります。

4 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	11,872	203	67

5 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額(平成16年3月31日現在)

その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く) 非上場事業債	334百万円 0百万円
---------------------------------------	----------------

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成16年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	4,264	18,426	956	3,433
国債	1,345	15,270	302	2,957
地方債		403		
短期社債				
社債	2,919	2,752	654	476
その他	507	498	900	500
合計	4,772	18,925	1,856	3,933

(金銭の信託関係)

前中間会計期間末(平成15年9月30日現在)、当中間会計期間末(平成16年9月30日現在)及び前事業年度末(平成16年3月31日現在)ともに該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	7
その他有価証券	7
その他の金銭の信託	
繰延税金資産(又は( )繰延税金負債)	18
その他有価証券評価差額金	11

当中間会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成16年9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	123
その他有価証券	123
その他の金銭の信託	
繰延税金資産(又は( )繰延税金負債)	49
その他有価証券評価差額金	73

前事業年度末

その他有価証券評価差額金(平成16年3月31日現在)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	66
その他有価証券	66
その他の金銭の信託	
繰延税金資産(又は( )繰延税金負債)	26
その他有価証券評価差額金	39

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末(平成15年9月30日現在)、当中間会計期間末(平成16年9月30日現在)及び前事業年度末(平成16年3月31日現在)ともに該当ありません。

(1株当たり情報)

区分	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり純資産額	940円37銭	1,982円90銭	1,967円34銭
1株当たり 中間純利益 (は1株当たり 中間(当期)純損失)	807円12銭	4円60銭	1,064円33銭

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益(1株当たり中間(当期)純損失)の算定上の基礎は、次の通りであります。

		前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
中間純利益 (は中間(当期) 純損失)	百万円	2,427	14	3,232
普通株主に 帰属しない金額	百万円			
普通株式に係る 中間純利益 (は中間(当期) 純損失)	百万円	2,427	14	3,232
普通株式の 期中平均株式数	千株	3,007	3,087	3,036

2 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載してありません。

前中間会計期間及び前事業年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、純損失が計上されており、また、潜在株式がないので記載してありません。

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)</p>
<p>資本増加 当行は、平成15年10月10日開催の取締役会において、平成15年11月19日を払込期日とする下記内容の株主割当による新株の発行を決議し、平成15年11月20日付で新株式を発行しました。この結果、当行の発行済株式総数は3,087千株、資本金は5,862百万円、資本準備金は2,446百万円となりました。</p> <p>(1) 発行株式数 普通株式80,000株</p> <p>(2) 割当方法 平成15年10月26日(日)最終の株主名簿に記載ある株主に対し、1株につき新株式0.0265984株の割合をもって割当てる。ただし、割当の結果生じる1株未満の端数は切捨てる。</p> <p>(3) 発行価額 1株につき50,000円</p> <p>(4) 資本組入額 1株につき25,000円</p> <p>(5) 発行価額の総額 4,000,000,000円</p> <p>(6) 資本組入額の総額 2,000,000,000円</p> <p>(7) 払込期日 平成15年11月19日(水)</p> <p>(8) 配当起算日 平成15年 4月 1日(火)</p> <p>(9) 資金の用途 全額運転資金に充当する。</p>	<p>株式会社りそなホールディングス(以下、「甲」という。)、株式会社りそな銀行(以下、「乙」という。)と株式会社奈良銀行(以下、「丙」といい、甲と乙と丙を総称して「三社」という。)は、関係当局の認可を前提として、乙と丙が平成18年1月1日を目途に合併することについて、平成16年11月18日に「基本合意書」を締結致しました。</p> <p>この合併は、奈良地域の顧客に提供するサービスレベルを向上させるべく、営業力をより一層強化し、りそなグループの奈良地域におけるプレゼンスを拡大することを目的としており、その概要は下記のとおりです。</p> <p>(1) 合併期日 平成18年1月1日を目途とする。</p> <p>(2) 合併形態 乙を存続会社とする。</p> <p>(3) 合併比率 三社が別途協議のうえ、定める。</p> <p>(4) 従業員 乙が合併により丙の従業員を承継し、合併後は乙の人事制度を適用する前提で、今後三社が協議を行う。</p> <p>(5) 店舗ネットワーク 乙は、丙の店舗を承継し、乙の現行の店舗と併せて、顧客の利便性に資する効率的な店舗ネットワークの構築を目指す。</p> <p>(6) システム 乙の統合システムを使用する。</p> <p>(7) 合併会社の内容 乙の従業員数、預金残高、及び貸出金等は下記のとおりです。</p> <p>平成16年 9月30日現在</p> <p>従業員数 8,041人 資本金 279,928百万円 預金残高 19,548,501百万円 貸出金残高 17,883,738百万円 経常収益 370,908百万円 中間純利益 157,241百万円</p>	

(2) 【その他】

該当ありません。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |                         |   |   |                           |
|-------------------------|---|---|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書<br>及びその添付書類 | 事業年度<br>(第79期)                                    | 自 平成15年4月1日<br>至 平成16年3月31日                     | 平成16年6月29日<br>近畿財務局長に提出。  |
| (2) 有価証券報告書<br>の訂正報告書   | 事業年度<br>(第77期)                                    | 自 平成13年4月1日<br>至 平成14年3月31日<br>の有価証券報告書に係る訂正報告書 | 平成16年12月17日<br>近畿財務局長に提出。 |
| (3) 有価証券報告書<br>の訂正報告書   | 事業年度<br>(第78期)                                    | 自 平成15年4月1日<br>至 平成16年3月31日<br>の有価証券報告書に係る訂正報告書 | 平成16年12月17日<br>近畿財務局長に提出。 |
| (4) 有価証券報告書<br>の訂正報告書   | 事業年度<br>(第79期)                                    | 自 平成15年4月1日<br>至 平成16年3月31日<br>の有価証券報告書に係る訂正報告書 | 平成16年12月17日<br>近畿財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書               | 企業内容等の開示に関する内閣府令<br>第19条第2項第7号の2(合併の合<br>意)に基づくもの |   | 平成16年12月27日<br>近畿財務局長に提出。 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月22日

株式会社奈良銀行  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 鈴木 茂 夫 ㊞

関与社員 公認会計士 荒井 憲 一 郎 ㊞

関与社員 公認会計士 松 村 豊 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社奈良銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第79期事業年度の中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社奈良銀行の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

- (1) 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当中間期末において国内基準にかかる自己資本比率が健全性基準を下回り、業務の健全かつ適切な運営を確保する必要が認められたため、平成15年10月10日金融庁より銀行法第26条第1項に基づく早期是正措置命令を受けた結果、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映していない。
- (2) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は会計基準変更時差異については、従来、15年による按分額を費用処理することとし、中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上していたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削除により大きく変化したため、当中間期末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなったため、その残額を一括償却することに変更した。
- (3) 資本増加に関する事項が重要な後発事象として記載されている。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月21日

株式会社奈良銀行  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木茂夫	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	荒井憲一郎	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松村豊	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社奈良銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第80期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社奈良銀行の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に、合併に関する事項が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。